

第1条 (名称)

この会の名称は「シビコロクラシック」といいます。

第2条 (目的)

この会は音楽芸術に広く関心を持つ会員により構成され、岡崎市シビックセンターコンサートホール「コロネット」(以下当ホール)を支援し、岡崎の音楽文化の振興・発展に寄与することを目的とします。

第3条 (事務局)

この会の運営に関する事務取扱及び決定事項は、岡崎市シビックセンター指定管理者 SPS・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体(以下事務局)が行います。

第4条 (会員)

1. 会員とは、第2条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、事務局が定める申込書を提出した方をいいます。
2. 会員資格は事務局が年会費の入金を確認後に発効し、有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。
3. 会員資格の更新はできません。毎年募集を行い、希望者が50名を上回る場合は抽選とさせていただきます。

第5条(定数)

この会は定数を50名とします。なお希望者が定数を上回る場合は抽選とします。

第6条(年会費)

1. 会員は事務局が定める年会費を支払うものとします。入会金は不要です。なお、年度途中で入会された場合も同額をお支払いいただきます。
2. 一旦お支払いいただいた年会費はいかなる場合でもお返し出来ません。

第7条 (会員証)

会員には会員番号を通知し、会員証を発行します。会員は会員番号を含む会員の権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第8条 (会員サービス)

1. 会員の特典は、次の通りとします。
 - (1) シビックセンターが主催をする公演入場券の最優先予約(コロネット音楽フェスティバル、コロネットリレーコンサート、岡崎市民芸術文化祭等、一部対象外の公演あり)
 - (2) シビックセンターが主催をする公演入場券の10%割引(一部対象外の公演あり・1会員1公演につき2枚まで)
 - (3) コンサート情報等の郵送
 - (4) 「シビコロ会」の全ての特典
 - (5) その他、事務局が必要と判断したもの
2. 前項1.の最優先予約については、会員は当ホールが主催する公演につき、希望する座席を指定し、チケットを購入することが出来ます。(他会員と希望する座席が重なった場合や、応募者多数の場合は事務局にて抽選となります。その結果、希望座席を購入できない場合や、最優先予約でご購入いただけない場合もございます。また、購入後の座席の変更及び公演の変更をすることは出来ません。)

その際、会員証の提示が必要となります。

第9条（代金の支払い）

年会費及びチケット購入代金の支払い方法は、支払い方法にかかわらず、全額一括払いとします。

第10条（会員証の紛失・盗難）

1. 会員が会員証を紛失したり、または盗難にあった場合には、直ちに事務局に届け出るものとします。
2. 会員が会員証を紛失したり、または盗難その他の事由により会員証を利用され、会員または当ホールに損害が生じた場合、会員がその損害の責任を負うものとします。
3. 会員証を紛失した場合、ご本人確認の上、別番号にて会員証を作成いたします。

第11条（届出事項の変更など）

1. 会員は、氏名、住所、送付先等に変更が生じた場合は、直ちに事務局まで届けるものとします。
2. 前項の届出がない場合、事務局からの通知その他のものが遅延し、または到着しなかったとしても会員は異議を申し立てられません。

第12条（退会等）

1. 会員は何時でも退会することが出来ます。退会する際には事務局へご連絡いただきます。
2. 年会費については、第5条3項によりお返しいたしません。

第13条（会員資格の喪失）

会員が虚偽の申請を行う・支払いを怠る・本規約に違反するなど、その他運営上支障があったと事務局が認めた場合には、会員資格を取り消すことが出来るものとし、有効期限内であっても会員資格を喪失し、退会するものとします。但し、会員資格喪失の場合も、事務局に対する債務の支払いを免責されるものではありません。

第14条（個人情報の取扱い）

ご登録いただきました個人情報については、会員サービスの提供、公演情報のお知らせ等、「シビコロクラシック」運営の目的にのみ使用いたします。

第15条（禁止行為）

会員は、特典で入手したチケットを任意に譲渡することは出来ませんが、転売することは出来ません。万一、社会通念を逸脱するような転売等の事実が判明した場合は、直ちに会員資格を取り消すものとします。

第16条（指定管理者の変更）

第3条に定める指定管理者が変更された場合は、本規約は、会員と新たな指定管理者との規約となることを会員は予め承諾するものとします。また、会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に承継されることを予め承諾するものとします。

第17条（規約の変更）

1. 本規約は予告なく事務局が変更できるものとし、この場合、事務局から会員に通知するものとします。なお、通知到着後に会員の権利を行使した場合は、変更内容を承認したものとみなします。
2. 本規約に定めのない事項について、必要があるときには、事務局が別に定めるものとします。

附則

1. この規約は平成23年4月1日から適用します。
2. 本改訂版は平成26年4月1日から適用します。